

令和7年3月27日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局労働基準部  
安全課長  
健康課長



令和7年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する  
厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰」の推薦について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政とりわけ労働安全衛生の推進につきまして、格別のご理解  
とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生に関し、管理体制が優良な事業場及び貢献のあった個人につい  
ては、例年、厚生労働大臣表彰及び兵庫労働局長表彰を行うこととしております。

つきましては、貴団体等におかれまして、功績賞、安全衛生推進賞及び善行賞に関  
し、ご推薦いただける候補者の該当がある場合につきましては、別添の「厚生労働大  
臣・都道府県労働局長表彰基準」をご参照いただき、下記期日までにご推薦いただき  
ますようよろしくお願いいたします。

なお、表彰候補者に関しては、行政OBは対象としないようにご留意ください。

#### 記

- 1 厚生労働大臣表彰 (提出締切日 令和7年4月4日(金)まで)
  - (1) 功績賞 (調査書様式 別紙1)
  - (2) 安全衛生推進賞 (調査書様式 別紙2)
  - (3) 善行賞 (調査書様式 別紙3)
  
- 2 兵庫労働局長表彰 (提出締切日 令和7年4月25日(金)まで)
  - (1) 功績賞 (調査書様式 別紙4)
  - (2) 安全衛生推進賞 (調査書様式 別紙5)

※ ご希望の団体様には別紙1から5の調査書様式をエクセルファイルで送付いた  
します。下記メールアドレスまで団体名、ご担当者様氏名を付記してご連絡くださ  
い。

(連絡先メールアドレス) wakuta-kazuhiro.xw4@mhlw.go.jp

## 厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰基準

## 1 厚生労働大臣賞

## (1) 功績賞

事業者団体等の役員、労働組合の役員、経営者、学識経験者等であって、5年以上にわたり地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

## (2) 安全衛生推進賞

次の①又は②のどちらか一に該当する個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

- ① 中小規模事業場の経営者、産業医、安全管理者、衛生管理者その他の安全衛生担当者等であって、長年にわたり安全衛生活動を推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人で、その関係事業場の災害率が過去3年の間に減少の傾向を示しており、かつ、前年の度数率及び強度率がそれぞれ前年の同業種の全国平均値よりも著しく高くないこと。
- ② 安全衛生コンサルタント、事業者団体等の職員等であって、長年にわたり安全衛生活動を活発に推進し、その地域の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人であること。

## (3) 善行賞

作業現場における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助し得た個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

## 2 都道府県労働局長賞

### (1) 功績賞

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

### (2) 安全衛生推進賞

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

## 3 その他留意事項

都道府県労働局長は、厚生労働大臣賞候補の推薦に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) 推薦後、表彰を不相当とする事態が発生した場合には、直ちに兵庫労働局安全課あてご連絡願います。
- (2) 表彰数には上限があり、定数を超過した場合はご辞退いただくことがありますので、ご了承ください。